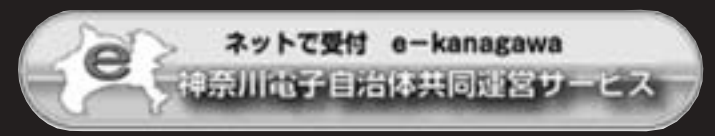


パソコンで申請手続きができるように 準備しています。



8月から電子申請・届出サービスを開始予定。

電子申請・届出サービスとは

従来の窓口での受付に加えて、自宅や事務所などのパソコンからインターネットを利用して、いつでも（24時間365日）住民票の写しの交付申請や小児医療証交付申請などの申請・届出をできるサービスです。

いままでは...



電子申請が始まると
申請・届出がパソコンでできます



提供する予定のオンラインサービスの内容

三浦市が提供する予定の行政手続の種類は下表のとおりです。

また、これらのサービスはパソコンを使用してインターネットで申請・届出を行うものですので、証明書の交付等は従来どおり窓口で受け取るものです。

手 続 名	担 当 課	備 考
住民票の写し交付申請	市民課	住民票に記載されている内容のうち必要事項のみの証明書の交付申請
住民票記載事項証明書（定型）交付申請		
付記転出届		
印鑑登録証明書交付申請	保険年金課	住民基本台帳カードをお持ちの方の特例手続で、転出届を簡略するための届出
小児医療証交付申請		
給水装置用途変更申請	営業課	水道メーターの用途変更申請
三浦市民掲載申込申請	企画情報課	

本人確認を必要とする申請（市民課で取り扱う手続き）は、公的個人認証などの電子証明書が必要になります。

公的個人認証とは、インターネット上で本人を確認するためのものです。利用の際には住民基本台帳カードに本人であることを証明する電子証明書を登録する必要があります。（市民課で取扱っています）各手続きに関するお問合せは、各担当課へお願いします。

（☎内線：市民課309・保険年金課303・営業課383・企画情報課239）

利用するにあたり用意していただくもの

- ① インターネットに接続されているパソコン
- ② インターネット閲覧ソフト（インターネットエクスプローラ5.5SP2以降）
- ③ 公的個人認証の必要な手続を行う場合は、電子証明書の格納された住民基本台帳カード・ICカードリーダー及び関連ソフトウェアが必要になります。

サービスを利用した際の手続の流れ

① 利用者登録

市のホームページ（<http://www.city.miura.kanagawa.jp/>）や神奈川県電子自治体共同運営サービスのホームページ（<http://www.e-kanagawa.lg.jp/>）からオンラインサービスの入り口である電子申請のページに入って利用者登録を行ってください。この作業は初めてのご利用時のみ必要な作業です。

利用者登録では、氏名・住所・メールアドレス、パスワード等を登録します。登録後、利用者IDが電子メールで送付されます。

② 申請・届出

電子申請・届出システムで利用したい手続を選択して、申請・届出を行ってください。

③ 受付け

市役所の担当職員がシステムを利用して、申請・届出の受付けをします。

④ 事務処理の進み具合・結果報告

市役所の担当職員が窓口で受付けした申請・届出と同じように処理を行って、処理状況をシステムに登録します。

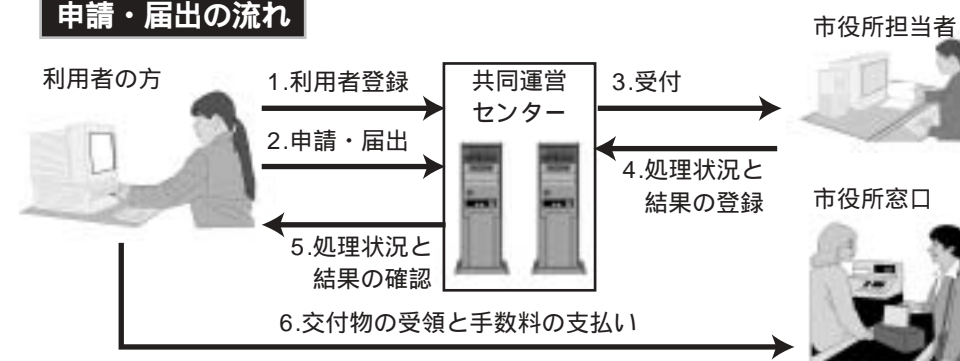
⑤ 進み具合・結果の確認

電子申請・届出システムで行った申請の進み具合や結果を確認することができます。

⑥ 交付物の受領・手数料の支払い

申請等をした手続きによって受領方法が異なりますので、各手続きの案内画面に表示されている方法で受領してください。また、手数料の支払いは窓口で行ってください。

申請・届出の流れ



利用者の方に
コールセンター
を設置しています。

e-kanagawaコールセンター
☎0570-05-7500

利用時間8:30～17:30
土・日・祝日年末年始除く

問合せ 企画情報課情報システム担当
(☎内線225・226)